

平成18年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業

基本仕様書

1. 地球温暖化防止大規模「国民運動」事業の趣旨・目的

昨年2月に京都議定書が発効し、我が国に対しては6%削減約束の法的拘束力が生じることとなった。全ての国民が原因者である温室効果ガスの6%削減約束の達成のためには、産業部門のみならず、排出量が大幅に増大している運輸部門、業務その他部門、家庭部門の排出量を大幅に削減する必要がある。

地球温暖化対策は、国民一人ひとりの着実な取組の実践なしには解決しえない課題であることから、経済界を始めとする各界と連携しながら、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、街頭・電車内ポスター、webサイト、携帯広告などを有機的に用いて、温暖化の危機的状況と具体的な温暖化防止行動の実践を促す集中キャンペーンを実施することにより最大限の普及啓発効果を発揮させる大規模な「国民運動」推進事業（以下「国民運動事業」という。）を「チーム・マイナス6%」の名称で、平成17年度から実施しているが、平成18年度も引き続き、この国民運動事業を実施する。

この国民運動事業は、地球温暖化問題に対する国民の関心は高いものの具体的な温暖化防止行動の実践にまでは至っていない現状を打開するため、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガスの削減行動を促し、ライフスタイル・ワークスタイルを変革することが目的である。

2. 国民運動事業の達成目標

経済界等各界と連携しながら、広く国民に対して普及啓発を行い、将来的には約5%以上の国民（約630万人）が何らかの地球温暖化防止行動を実践し始めることを目標（平成18年度中には100万人を目標）とする。普及啓発により単に認知度を高めるものではなく、実際の地球温暖化防止行動につながる具体的な施策を提示したうえで、その目標及び評価について記述すること。

3. 契約期間

契約締結日から平成19年3月31日まで

4. 国民運動事業の内容

「2.」に示した目標を達成するために必要かつ十分な内容・分量の普及啓発に関して以下の事業を行う。

(1) 事業を効率的かつ効果的に実施するための体制の整備

- 集中キャンペーンを中心とした普及啓発事業と各界との連携事業を有機的に結びつけ、効果的に国民の地球温暖化防止行動の実施を促す「実施本部」的体制を整備する。

(2) 平成 1 7 年度国民運動事業の内容を踏まえた効率的かつ効果的な普及啓発

- 政府の地球温暖化対策推進本部において決定したロゴマーク及び「チーム・マイナス 6 %」の名称を使用する。
- 全国民に対して呼びかける具体的な地球温暖化防止行動について、別紙に掲げる「6つの取組」を基にして、効率的かつ効果的に普及啓発する方法を検討する。特に以下の3点に重点を置いて普及啓発方法を検討する。
 - 「(Act1)温度調節を通じた削減」について、「COOL BIZ」及び「WARM BIZ」の更なる定着を図ること (COOL BIZ 普及啓発イベントのアジア太平洋環境会議 (エコアジア) との連携等)
 - 「(Act4)商品選択を通じた削減」について、特に省エネに配慮した製品への買い替え等を促進すること
 - 「(Act5)ゴミを通じた削減」について、レジ袋を削減すること及びそのためにエコバッグやふるしきの利用を促進すること
- 地球温暖化防止行動を促し、健全な危機意識を醸成するため、効率的かつ効果的な普及啓発方法を検討する。
- チーム・マイナス 6 % のチーム員登録を平成 1 8 年度中に 1 0 0 万人にするための方法を検討する。
- 上記で検討した普及啓発を実施する (効率的かつ効果的に実施するため最適な時期に集中キャンペーンを実施すること)。
 - テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、街頭・電車内ポスター、web サイト、携帯電話等を活用した効率的かつ効果的な普及啓発素材を企画、制作すること
 - 「2 . 」の達成目標を図るために必要な普及啓発素材を流す媒体を確保すること
- 経済界、労働組合、NPO、地方公共団体及び地球温暖化対策推進法に基づく全国センター、都道府県センター等幅広い関係者との連絡調整
 - 普及啓発に関する幅広い関係者との連携事業について具体的な企画の立案、連絡調整、事業実施を管理すること
 - 集中キャンペーン期間以外も密接な連携を図り、1年を通じて経済界等関係者との連携事業を実施すること

(3) 効果測定の実施

- 平成17年度国民運動事業で行った調査を踏まえつつ、客観的に国民意識総体を把握できる適切な方法により、地球温暖化に対する国民の意識及び設定する具体的な削減行動の実施状況等を把握する。
- 事業実施後に同様の調査を行うことにより、本事業の効果が定量的に評価できる調査内容とする。
- 事業実施中も、事業に対する評価を集積する。
- 本年度事業全体について、測定し、評価・分析する。「2.」で設定した達成目標に基づき、どれくらいの割合の国民が実践活動をし得たかを定量的に把握し、問題点等を抽出する。

5. 著作権等

本事業の実施にあたり制作した映像、デザイン等に係る権利は環境省に帰属する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、提案者がその責任において対処すること。

6. 提出書類

企画書

ア) 全体計画

イ) 計画詳細

ウ) 制作物の概要

エ) 実施体制

オ) スケジュール

カ) 会社概要（提案者の会社概要、普及啓発業務、環境関係業務の実績が分かる資料、特に過去に同規模のキャンペーンを実施したことがある場合はその代表例の詳細）

費用見積（事業内容との関連がわかるようにすること）

(別紙)

地球温暖化防止のための「6つの取組」

Act.

1. 温度調節を通じた削減（冷房は28℃、暖房は20℃にしよう）
2. 水道利用を通じた削減（蛇口はこまめにしめよう）
3. 自動車利用を通じた削減（エコドライブをしよう）
4. 商品選択を通じた削減（エコ製品を選んで買おう）
5. ゴミを通じた削減（過剰包装を断ろう）
6. 電源を通じた削減（コンセントからこまめに抜こう）